西東京市教育に関する大綱

平成 27 年 4 月

西東京市

#### ◆大綱の趣旨

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法)」第1条の3に規定されるものです。また、「西東京市教育計画(平成26年度~平成30年度)」を踏まえて策定するものです。

## ◆期間

期間は、西東京市教育計画(平成 26 年度~平成 30 年度)にあわせて、 平成 30 年度までとします。



#### 基本方針1 「生きる力」の育成に向けて

確かな学力の育成、豊かな心の育成、健康と体力の育成など「生きる力」 を育成していきます。

### 基本方針2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

特色のある学校づくり、学習環境などの整備、学校経営改革の推進など「生きる力」を育むための環境整備を行っていきます。

### 基本方針3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

通常の学級での支援、通級指導、特別支援学級、教育相談などを充実 させ、一人ひとりの教育的ニーズに応えていきます。

# 基本方針4 社会全体での教育力の向上に向けて

家庭の教育力向上支援、青少年教育の支援、活力あるコミュニティづくり、学校・家庭・地域・行政の連携強化など、市全体における教育力を向上させていきます。

### 基本方針5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

多様な学びを支える生涯学習を振興し、いつでも・どこでも・だれでも 学べる環境を整備していきます。